

学校いじめ防止基本方針

五所川原市立五所川原第二中学校

2015/04/01 作成

2018/05/07 改訂

1 いじめ防止等のための基本的な考え方について

(1) いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係のある他の生徒等が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの、をいう。

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- ① いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ② いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③ 子供の健全育成を図り、いじめのない学校を実現するためには、学校、保護者、地域等がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④ 子供は、自らが安心して豊かに生活できる集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

(3) 学校いじめ防止基本方針策定の目的

学校いじめ防止基本方針は上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、学校、保護者、地域等がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く学校全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることなどにより、学校全体で子供の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

(4) いじめ防止に向けた方針

- ① あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達の段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。
- ③ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人一人の状況の把握に努める。

2 いじめの未然防止

(1) 生徒、学級集団の実態把握とその方法

- ① 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- ② 生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ③ 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ④ 教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- ⑤ 保護者用のいじめチェックシートを活用するなどして、家庭と連携して生徒を見守る。

(2) いじめのない集団（環境）づくりのために

- ① 生徒がいじめ問題を自分のことと捉え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 道徳・特別活動を通して規範意識や集団のあり方等について理解を深めさせる。
- ③ 常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善と充実を図る。
- ④ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

(3) 生徒の人権を尊重する姿勢、豊かな心を育てるために

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させる。
- ② 読書活動や体験活動などの推進により生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ③ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ④ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(4) 地域社会との連携、保護者との協力関係の構築のために

- ① 年度当初から、学校だよりや保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ② いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。
- ③ 地域行事等に子供が主体性をもって参加できるように配慮してもらう。

3 いじめの早期発見

(1) 教職員の資質向上（いじめに気付く力を高めるために）

- ① いじめに関する研修会等に積極的に参加し、学んだ内容を他の教職員と共有する。
- ② 校内研修で、年に1回以上事例研修などを行い、実践的な対応について研修する。
- ③ 日常の校内巡回をしながら、生徒をよく観察し、積極的にコミュニケーションを行いながら、いじめに気付くための能力を培う。

(2) いじめ発見のきっかけ

- ① これまでのいじめ発見のきっかけとしては、「いじめられた生徒からの訴え」が最も多く、次いで、「保護者からの訴え」、「担任の教師が発見」、「他の生徒からの訴え」、「他の教師からの情報」、「養護教諭からの情報」、「スクールカウンセラー等からの情報」、「教育センター等関係機関からの訴え」となっている。

- ② 生徒や保護者からの訴えでいじめを発見した場合には、深刻になっていることが考えられるので迅速に対応する。

(3) いじめの態様と代表例

いじめの態様	代 表 例
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	<ul style="list-style-type: none"> ・あだ名、悪口を言われる ・はやしたてる ・言われたくないことを何度も言われる ・「きもい」「うざい」「殺す」「死ね」などの言葉を言われる
仲間はずれ、集団による無視をされる。	<ul style="list-style-type: none"> ・相手にされない ・知らん振りをされる ・遊びや運動に入れない ・机を離される ・話合いに入れない ・近くに寄らずに避けられる
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ・殴られる ・蹴られる ・こづかれる ・つねられる ・わざと体を当てられる ・髪を引っ張られる ・転ばされる ・理由がないのに体をたたかれたり、蹴られたりし、その行為の後「ごめん」と言われる
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ・プロレスごっこに見せかけ痛めつけられる ・ことあるごとに暴力をふるわれる
金品をたかられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・物品や金銭を要求される ・食べ物をおごれと強要される ・家から金銭を持ち出すように命じられる ・物品の交換や、いらぬものを買うように要求される
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち物に落書きなどのいたづらをされる ・持ち物を壊されたり、隠されたりする
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ・万引きを強要される ・用事を言いつけ、酷使される ・周囲を囲み、ズボンや下着を下げられる ・トイレ、着替え、食事等の際にのぞき込まれる ・虚偽の情報や嘘を言いふらされる
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷される ・画像や動画を許可なくアップされる ・チャットやアプリの中で虚偽の情報を流されたり、仲間はずれや誹謗中傷されたりする

(4) いじめを発見しにくい理由

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ② 暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。
- ③ 暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われ

るいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

(5) 早期発見のための手立て

① 教職員による観察

ア 日常の言動から、ちょっとした変化を見逃さないようにすることが大切である。

イ 様子がおかしいと感じた生徒については、特に注意して観察したり、積極的に声をかけをする。

ウ 生徒観察シート（『いじめ問題対応の手引き』青森県教育委員会発行、p. 54～55）を活用する。

② アンケート調査や本人からの訴え

ア 本校で行っている「より良い学校生活を送るため」のアンケート、いじめに関するアンケート、携帯電話に関するアンケート、教育相談等を活用する。

イ 「相談カード」「家庭生活アンケート」（『いじめ問題対応の手引き』青森県教育委員会発行、p. 59～64）などを活用する。

③ 周囲からの情報提供

ア いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通理解に立った上で、いじめの発見に協力を求める。

イ 家庭生活アンケート等を活用して、保護者からの訴えに耳を傾ける。

(6) 生徒が相談しやすい環境づくり

① 教育相談を年間計画に位置づけ、校内の生徒全員と定期的実施する。

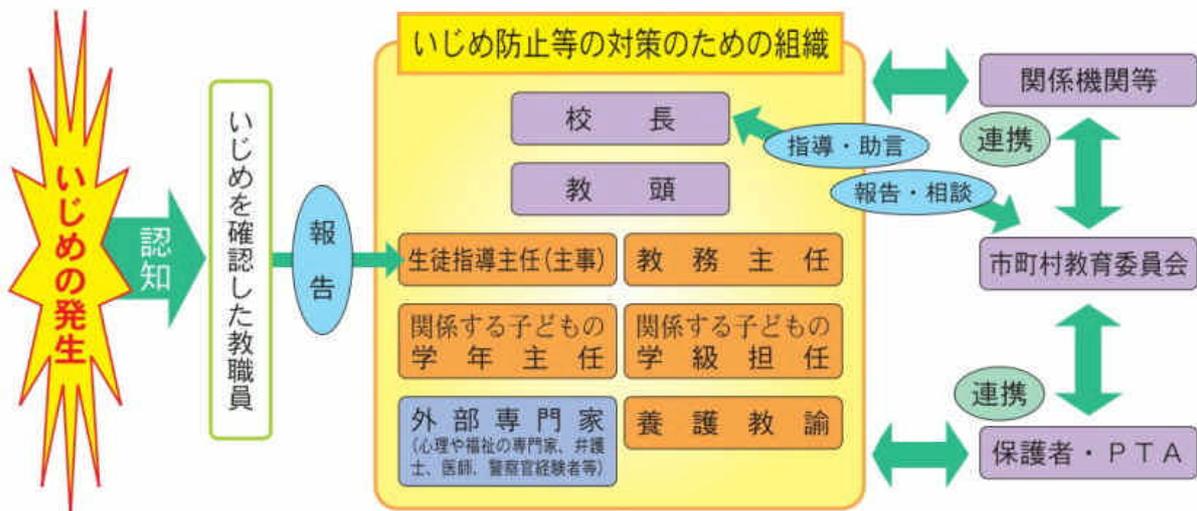
② 休み時間や清掃時間、給食時間、教室、廊下、校庭、職員室、部活動の指導場面、学校行事場面、登下校途中等、あらゆる機会を教育相談に生かす。

③ 保健室には、心身の不調を訴えて頻繁に保健室に来室する者、いじめが疑われる者など、様々な問題を抱えている生徒が来室することから、そのような機会や健康相談などで、養護教諭が教育相談を行う。

④ 教員以外で相談機能を有するスクールカウンセラーを活用する。

4 いじめの早期対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

【初期対応】

手 順	具 体 的 な 対 応
いじめられている生徒の安全と心の安定を確保する。	<p>(1) 学校はいじめられている生徒を全力で守ることを、その生徒に伝える。</p> <p>(2) 安全を確保する。(安全な場所の確保及び寄り添い、登下校時の見守り等)</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒が安心できる状態になっているかを、生徒の様子や保護者の情報から判断する。
事実関係等を把握する。	<p>(1) いじめられていると訴えてきた生徒に対して「あなた(の言うこと)を信じているよ」というメッセージを伝え、その生徒の訴えをよく聞いて、学校が確実に対応することを伝える。</p> <p>(2) 学級担任又は生徒が話しやすい教職員が複数で対応し、客観的に把握する。</p> <p><把握したい事実関係></p> <ul style="list-style-type: none">(ア) いつから、どこで(イ) 誰に、どんな行為をされたか(ウ) 身体の状態確認(怪我やあざ等)(エ) いじめられたときの気持ち(オ) 現在の気持ち(カ) 周囲(友達、学級、諸活動)の様子はどうだったか <p>(3) 指導や取組の経過が見えるよう、「組織」に集められた情報は時系列で記録し、情報の収集と共有化を図る。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒の話す内容を受容する。・うなずきながら話を聴く。・話をせかしたり、問い詰めたりせず、じっくりと待つ姿勢で聴く。
いじめられている生徒の心のケアをする。	<p>(1) 学校と保護者が手を取り合い、生徒を守り通すという強いメッセージを伝え、心の安定を図る。</p> <p>(2) 養護教諭や学級担任をはじめとする全教職員やスクールカウンセラー等と、いつでも相談できることを伝える。</p> <p>(3) 自分を傷つけることがないか保護者と協力して様子を見守り、必要に応じて、自分を傷つけてはいけないことを生徒に伝える。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none">・保護者と密に連絡を取り、同じ方針で対応するように努める。・いつでも教育相談できる体制をつくる。・新たに得られた情報は、随時「組織」内で共有する。・教師の主観や感情で、叱責、説教に偏らないようにする。

(3) いじめが起こったときの対応

① いじめ関係者への指導

ア いじめを受けている生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる理由があっても徹底していじめられた生徒の味方となり、守り通すことを約束する。 ・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心に、生徒が話しやすい教員等が対応する。 ・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくり耳を傾け、共感しながら事実を聴く。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・時間や場所を確保し、じっくり聴く態勢を整え、安心感を与える。 ・学校はいじめを行う生徒を絶対許さないという姿勢や、今後の指導の仕方を伝える。 ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れている点を認め励ます。 ・「君にも原因はある」「がんばれ」などという指導や、安易な励ましはしない。 ・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教員等の連絡先、または相談機関の連絡先を伝える。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・デイリーライフの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるよう、授業・学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

イ いじめを行った生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。 ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮をもとに指導を行う。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
指導	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。 ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。 ・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、いじめを行った生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策を取ることも必要である。 ・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、五所川原市教育委員

	会や保護者間で十分な共通理解、及び連携を図る。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・ デイリーライフの交換や面談等を通して、教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。 ・ 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

ウ 傍観したり周囲にいた生徒への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。 ・ いじめの問題に、教員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではなく、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。 ・ いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている生徒を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であるということを受け止めさせる。 ・ いじめを受けた生徒は、傍観したり周囲にいた生徒の態度をどのように感じていたかを考えさせる。 ・ これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。 ・ いじめの誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。 ・ いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級活動や行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・ いじめが解決したと思われる場合でも、観察や生徒理解を怠らず継続して、必要と思われた時は再指導を行う。

② いじめを受けた生徒の保護者との連携

ア 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い学校で把握した事実を正確に伝える。

イ いじめを受けた生徒を学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

ウ 対応の経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。

エ いじめの全貌が分かるまで、加害生徒の保護者への連絡を避けることを依頼する。

オ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

*保護者の不信をかう対応

- ・ 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
 - 事実を調べ、いじめがあれば生徒を必ず守る旨を伝える。
- ・ 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの発言をする。
- ・ 電話で簡単に対応する。

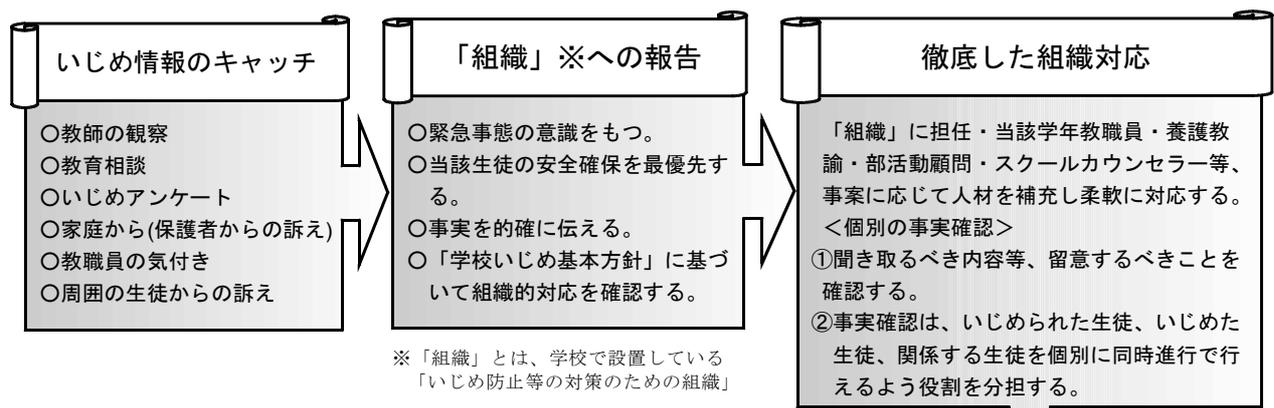
③ いじめを行った生徒の保護者との連携

- ア 事情聴取後、生徒を送り届けながら家庭訪問を行い、事実と経過を伝える。
 - イ いじめを受けた生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
 - ウ 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
 - エ 誰もがいじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
 - オ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。
- *保護者の不信をかう対応
- ・保護者を非難する。
 - ・これまでの子育てについて批判する。

④ 保護者との日常的な連携

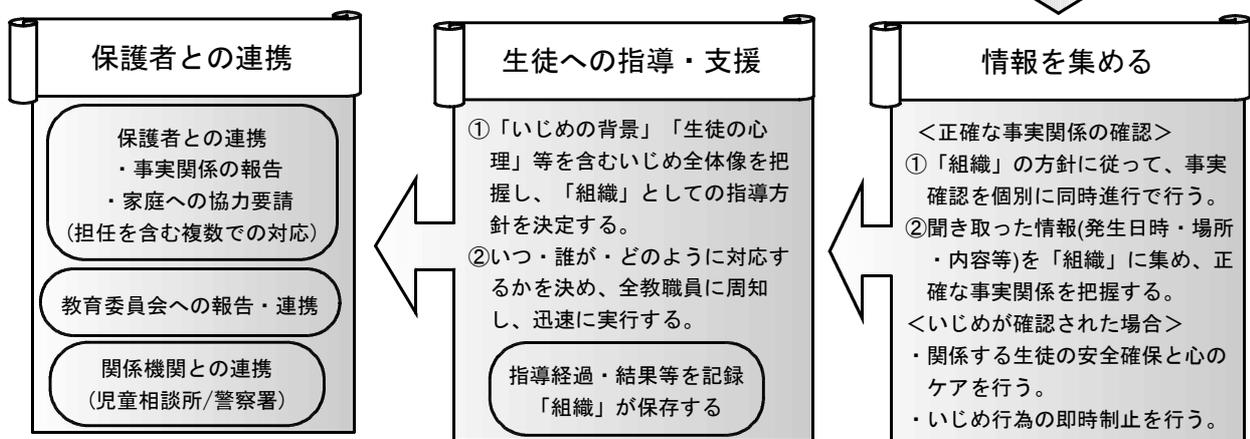
- ア 年度当初から、学校だよりや保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- イ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

(4) 迅速に対応するために



★指導経過・結果等を「組織」が記録し・保存する

★絶対に一人で抱え込まない!



いじめの疑いのある情報をキャッチした際や、報告を受けた際に陥りやすい教員の傾向

- ▲自分の力だけで解決できると過信する。 ▲不十分な事実確認のもと、先入観や思い込みで判断しようとする。
- ▲いじめが生じたことを自分の指導力不足が原因と思い込み、他の教職員に知らせずに抱え込んでしまう。
- ▲「この程度のこと…」と危機感を持たずに対応する。

5 ネット上のいじめの対応

(1) ネット上のいじめとは

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

「ネット上のいじめ」には、次のような特徴がある。

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

このような「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においても、「ネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、「ネット上のいじめ」の早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要がある。

(2) 未然防止のために

- ① 生徒が、掲示板等への誹謗・中傷の書き込みを行う「ネット上のいじめ」の被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、生徒全体に対して指導を行う。
 - ア 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
 - イ 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
 - ウ 掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。
- ② 生徒や保護者に「ラインメールによるいじめ」の例について紹介するとともに、正しい使い方について指導を行う。
 - ア 「ラインメールによるいじめ」の例として次のようなことが上げられる。
 - 〔例1〕 メールを読んだら「既読」の表示が出るが、相手がメールを読まなければ表示されないので、「既読」にならなかったことに腹を立てたり、返信が来ないことにいらつき、いじめの対象とすることがある。
 - 〔例2〕 メールでの会話が短文であるために、相手に真意が伝わらないことがある。たとえば、グループで「映画に行こうよ」という誘いに、相手が「何でくるの？」と返信すると、乗り物は何で来るのかという問いなのに、何であんたが来るのかと意味を勘違い仲間外れにすることがある。
 - 〔例3〕 閉ざされた空間のため正論がすべて通るとは限らず、腹が立つと思ったら正論

- を言った相手をみんなで潰してしまうことがある。たとえば、クラスに表のライングループがあって、その中の一人にあまり好きでない子がいたら、その子を外して裏のグループを作り、外した子を「ウザい」など悪口を言い合うことがある。
- イ 上の3つの例を見ると、〔例1〕〔例2〕は相手の事情が飲み込めなかったり、言葉上の誤解だったり些細なことだが、〔例3〕はラインをいじめの道具に使っているから特に注意が必要である。
- ウ ラインは常につながっているため、学校での気詰まりが帰宅しても、不登校になっても続く。長期の休み中でも続き、休みを境に学校での人間関係が変わっていることもある。
- エ たとえラインを禁止しても、子どもたちは隠れてもやると思われる。禁止していると、逆にトラブルが起きた時に親や教師に相談しにくくなることも考えられるので、安易な禁止で、問題解決を図ろうとせず、正しい使い方を指導する。
- オ トラブルが起きたときには、一人で悩まずに親や教師など大人に相談するように働きかけておく。

(3) 早期発見・早期対応のために

- ① より積極的に「ネット上のいじめ」を発見する取組として、家庭や地域、教育委員会、関係企業等と連携して、「ネットパトロール」を行う。
- ② 生徒や保護者からの相談等で学校が「ネット上のいじめ」を把握したときは、速やかに事実を確認し対応する。
- ③ ネットは世界とつながっているので、短時間で拡散していく可能性があることを念頭におく。

6 いじめ問題に取り組む体制の整備

(1) いじめ防止対策委員会の設置について

校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭とする。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- ① いじめ防止対策委員会は、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ② いじめの相談があった場合は、当該学級担任を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議して行う。いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ③ 学校評価において、年度ごとの取組について、生徒・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

(3) 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備

「いじめ防止年間指導計画」（別表）を策定し、実践に努める。

7 いじめが起こった場合の組織的対応

(1) 校長のリーダーシップによる迅速な初期対応

- ① いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。
- ② いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ③ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。
- ④ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

(2) 教育委員会との連携

- ① 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を提供する。
- ② その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ③ 事実確認の結果は、校長が責任を持って五所川原市教育委員会（以下、教育委員会）に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ④ 学校や教育委員会が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 重大事態への対処

- ① 重大事態とは
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 生徒が身体に重大な障害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 生徒に精神性の疾患が発症した場合 など
- ② 重大事態の報告
重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。
- ③ 重大事態の調査
 - ア 教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。
 - イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対してアンケート調査を行うなどにより事実関係を把握し、アの組織に速やかに報告する。
 - ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえること。

(4) 重大事態対応フォロー図

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- **学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）**
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

(5) 警察、地域等の関係機関との連携

① 日々の連携と緊急時の連携

区分	目的		具体例	
日々の連携	健全育成の推進	規範意識の醸成 自尊感情の醸成 自己指導能力の育成 危険回避能力の育成 問題行動等の未然防止 家庭教育の支援	交通安全教室、防犯教室、薬物乱用防止教室（喫煙防止、飲酒防止を含む）、非行防止教室、情報モラル教育、健全育成に関する講演会など	
	ネットワークの構築	情報交換 連絡体制の整備（役割分担の確認、連絡先・担当者等の確認）	情報交換会、連絡協議会、問題行動対応マニュアル、関係機関等一覧表など	
	生徒指導体制の充実	教職員の指導力の向上	関係機関等の職員を招いての研修会、ケース会議、事例検討会など	
緊急時の連携	問題行動等発生時の対応	暴力行為等への対応 児童虐待の防止	警察、児童相談所等への連絡・相談、児童虐待の通告・相談 など	サポートチーム
	指導困難な状況への対応	計画的、専門的な指導 保護者支援	関係機関等との連携による深刻な問題への対応 など	

② 主な連携先一覧

分野	関係機関等	住所	電話番号
教育関係	五所川原市教育委員会学校教育課	五所川原市字布屋町41-1	0173-35-2111 内2971
	青森県総合学校教育センター (一般教育相談)	青森市大矢沢野田80-2	017-728-5575
	教育庁学校教育課 (生徒指導相談) (あたたかテレホン)	青森市新町2-3-1	017-722-7434 017-777-5222
警察・司	五所川原市警察署	五所川原市栄町6-1	0173-35-2141
	七和駐在所	五所川原市羽野木沢字隈無32-1	0173-29-2110

法 関 係	合同サポートチーム(STEPS) (青森県警察本部生活安 全部少年課 少年保護 対策係)		017-723-4211
	ヤングテレホン (警察本部少年課)		0120-58-7867
	ヤングメール	youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp	
	青森少年鑑別所	青森市金沢1-5-38	017-776-5118
	青森保護観察所	青森市長島1丁目3-25	017-776-6419
	青森地方法務局 五所川原支局	五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-10	0173-34-2330
福 祉 関 係	五所川原児童相談所 (五所川原合同庁舎内)	五所川原市栄町10	0173-38-1555
	五所川原市福祉事務所	五所川原市岩木町12	0173-35-2111 (代)
	民生委員・児童委員 (保護福祉課庶務係)	五所川原市岩木町12	0173-35-2111 内2419・2424
	五所川原市少年相談センター	五所川原市金木町朝日山319-1	0173-35-2111 内3321

8 教職員の研修の充実

(1) 校内研修への位置付け

- ① いじめに関する研修を校内研修の年間計画に組み入れる。
- ② 校内研修においては、「いじめ問題対応の手引き」(平成26年3月 青森県教育委員会)や「いじめに関する校内研修マニュアル」(文部科学省 国立教育政策研究所)等を活用する。
- ③ いじめ防止・教員の人権感覚向上のために、長期休業中を利用するなどして事例研究等に取り組む。

(2) 学区教育研究会等の活用

- ① 年3回の学区教育研究会において、各校のいじめの状況及びその対応について情報交換を行う。
- ② 小学校から中学校へ継続して指導を要する場合など、進級・進学時の引き継ぎを確実にを行う。

9 評価と学校いじめ防止基本方針の見直し

(1) 学校評価への位置付け

- ① 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ② 学校評価、教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみではなく、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価する。

(2) 学校いじめ防止基本方針改善のポイント

- ① 「学校いじめ防止基本方針」は、行動計画として捉え、より実効性のあるものとする必要があるため、いじめに対する学校の基本的な姿勢を示すとともに、より具体的な行動計画を備えているかを検証する。
- ② 「学校いじめ防止基本方針」は、下記のポイントで見直しを行う。
 - ・ いじめの問題に対する基本的な考え方
 - ・ いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための中核となる組織とその役割
 - ・ いじめの未然防止から早期発見・対処に至る一連の取組方法と年間計画
 - ・ 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組
 - ・ 「学校いじめ防止基本方針」と「生徒指導全体計画」、「教育相談全体計画」等との整合性が図られているか。

10 その他(資料等) … (本冊子には添付せず)

- いじめ防止年間指導計画
- いじめアンケート
 - ・ 「より良い学校生活を送るため」のアンケート
 - ・ 学校生活に関する調査
 - ・ 携帯等に関するアンケート
- いじめチェックリスト
 - ・ いじめ問題取り組みチェックシート
 - ・ 児童生徒観察シート(教職員用)
 - ・ 相談カード(小・中学校用)
 - ・ 家庭生活等アンケート(保護者用)
 - ・ 教職員振り返りチェックシート
 - ・ 児童生徒の自殺等に関する実態調査調査票
- 教育委員会への報告書(様式1～3)
- 児童生徒のインターネット使用に関する指針について
- 児童生徒のインターネット使用に関する指針(中学生)